

2 日曜日の自主返納(申請取消し)及び運転経歴証明書の申請

<p>申請できる方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許の全部取消しを希望する方 ○ 免許証の住所地が福島県以外の方は、福島県内に住所変更と同時に申請ができます。 ○ 免許証の有効期限が過ぎている(失効)方は、平成28年4月1日以後に失効し、現に受けている免許がなく、失効して5年以内の方は運転経歴証明書のみ申請できます。(令和3年3月31日まで) <p>※ 次の方は手続きができません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証を失効された方 ・ 運転免許証の記載事項に変更がある方 ・ 免許の取消基準に該当している方 ・ 免許停止中の方又は免許停止の基準に該当している方 ・ 再試験の基準に該当している方(基準該当初心運転者)
<p>申請場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島・郡山運転免許センター(予約不要)
<p>申請時間等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島運転免許センター(予約不要) 毎週日曜日(12/29から翌年1/3を除く) 午前10時30分～午前11時30分 午後2時～午後3時30分 ○ 郡山運転免許センター(予約不要) 毎月第2・第4日曜日(12/29から翌年1/3を除く) 午前10時30分～午前11時30分 午後2時～午後3時30分 <p>※ 申請書類を作成していただきますので、時間に余裕をもって来庁してください。</p> <p>※ 各運転免許センターの免許更新受付時間帯 午前8時30分～午前10時15分 午後1時～午後2時 の前後は大変混雑し、手続きに時間がかかりますのでご了承ください。</p>
<p>必要書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許証 ○ 運転経歴証明書を希望される方は 福島県収入証紙(1,100円分) の事前準備が必要です。 <p>※ 平日、免許センターへ事前の電話連絡があれば準備します。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請当日から自動車等の運転はできません。 当日は、公共機関又は家族等による送迎により来庁してください。 ○ 次の方は、日曜日の手続きはできませんので、平日に手続きしてください。 ・ 運転免許証を紛失した方 ・ 運転免許証の記載事項に変更がある方 ・ 運転免許の一部について取消しを希望される方 ・ 既に自主返納の手続きをし、後日、運転経歴証明書の申請のみを希望される方